

# もみじ福祉会 2015年度事業報告

## 【重点課題】 <2015年度事業計画(重点課題)から>

### 1. 将来構想第四期5カ年計画(2013年～2017年)を推進します。

#### \*5カ年計画の課題

#### 1) 5つ目のグループホームづくり

①2016年4月開所に向けて準備を進めていきます。

②人材確保に向けて取り組みます

#### <経過>

- ・昨年 9 月に福祉ホーム・グループホーム・生活支援センター・ヘルパーステーション・緊急避難スペースの合築施設開設の申請を行っていたが、3月の市議会にて国庫補助の市負担分の予算がつく。
- ・3月に2回に渡りアイラブさんとの合同地元説明会を開催、住民から諸要望を把握。特段の反対意見等はなかった。
- ・難題であった入所者選考についても結論を得、5月22日の家族会例会にて入所者を発表した。以降、入所者との全体あるいは個別懇談を進め、説明と諸要望の把握に努めた。
- ・7月23日に国からの内示が降り、7月24日に感性舎との設計・工事監理業務の契約を結ぶ。(アイラブさんは残念ながら内示見合わせとなった)
- ・7月27日にホームページにて建設入札広告を行い、8月18日に3社の参加にて入札を実施した結果、河井建設工業が落札。8月24日に税込み2億6450万円にて建設契約を結ぶ。
- ・9月11日に地鎮祭を挙行、工事が開始された。下請け業者確保の難航等でやや建設が遅れ、16年3月末に本体工事がほぼ完了、内装・外構の一部が4月にずれ込んだため、落成式を4月27日に、開所日を5月6日に設定した。
- ・ホームの名称は、利用者の投票で「ハッピーホーム」と決定した。

#### <課題と対応>

①建築費の高騰、補助金の削減(7700万円→5580万円)等で、計画当初に約1億円強と見込んでいたもみじ福祉会の実拠出額が約17000万円(初度調弁除く)と跳ね上がり、今後の5カ年計画の資金計画等の見直しが迫られた。

将来構想検討委員会で、第四期計画の中間年見直しを行い、つばさの立替は今期計画で準備し、次期計画の早い時期に具体化することとなった。

②もう一方の課題である人材確保については、難航を極めた。

全員正職員の応募に切替え、中四国地区のすべての福祉関係学校(35校)、及び各種学校(19校)にも求人票を送付あるいは持参し、また全ての就職フェア等に参加してきた。しかし反応がなかったため、加えて、チラシ等を活用した知人・友人紹介活動や、実習生への再アクセス、派遣・紹介会社の活用などに取り組んだ。結果、現ホームの欠員を含めた募集10数名に対し8名の採用に留まり、尚5名程度を募集中である。

③新ホーム開設を含めた2016年度の各生活支援事業の管理体制については、12月に決定し発表した。各ホームの職員体制については確保の難航等から漸く3月に決定し発表。残念ながら一部欠員状態のままのスタートとなった。

#### 2) グループホームの運営と体制の充実

①土・日の開所(365日開所)に向けての体制づくり

②つばさの移転、建て替えについて検討を行う

#### <経過、課題>

①家族の高齢化や疾病罹患等により、土日の実家への帰宅困難な利用者が急激に増えており、既に各ホームとも実質的には365日開所に入っている。しかし、職員体制が不十分な中での土日開所であり、継続はもちろん土日の活動の充実への体制確保に一層の努力と工夫が必要となっている。

②グループホームつばさについては、現入所者3人の内2人が新ホームに移り1人となってしまうこと、諸事情から新たに入所希望する方はなく、またいづれスプリンクラー設備が必置となることなどから、つばさについては廃止することとした。残る1人の処遇のあり方について、家族・廿日市相談支援センター・廿日市市障害福祉課等の担当者と頻回な調整会議を持って検討してきた結果、難題ではあるが、ヘルパー・ボランティア・家族の支援による「一人暮らし」の実現にむけて詰めていくこととし、協議を重ねている。

現つばさの土地については、先の理事長時代に地主さんより購入の約束をしていた。諸般の事情から約束が果たせず申し訳けない経過となっている。今回選にもれた入居希望者の期待に応えるために、この土地での早めのグループホーム建設を想定していたが、上記の課題を含め、資金計画や人材確保面からも計画の練り直しを行い、つばさ建て替えは前述1)のごとく決定した。

しかし、土地購入の約束についてはこれ以上放置できず、課税の課題はあるがとりあえず購入しておくことを検討頂きたい。

・グループホームたんぼぼは継続し、来年は定数4人を満たす計画である。

#### 3) 重度身体障害のある人の日中活動の場(生活介護事業)づくり

・当初の計画では広島市から隣地を全て借り受け、ホームと日中活動施設を併設する計画であったが、アイラブさんとのシェアとなったため、新たな計画づくりが必要となっている。新たな土地の確保、時期、資金計画等、中間見直しの中で検討した結果、施設概要(事業、設計、資金、人材等の計画)を再作成した上で、まず広島市に土地貸与の要望書を上げることとした。よって今期計画では、計画案の練り直しと広島市への土地要請活動を進めることとし、具体化にむけて次期(中期)計画に継続することになる。

#### 4) 放課後等ディサービスの開所 (「児童ディサービス」改め)

・放課後等ディサービス事業については、民間事業所の参入が旺盛であり、飽和状態とも言われている。但しその内容や質が問われており、もみじ福祉会としては内容ある事業をめざしたい。

・めーぷるの事業に位置づけながらも、毎金曜に独立採算で実施している「いきいき活動事業」が2015年12月に500回を迎えるのを機に、これを解消し放課後等ディサービス事業に発展させられないか検討してきたが、利用者・家族の要求や結束、夢トピア3Fでの開設の可否等の課題があり、具体案まで至らなかった。引き続き協議していきたい。

#### 2. 職員の確保および職員資質の向上と人材育成に取り組みます。

総合的な研修システムを引き続き検討するとともに、働きがいのある職場づくり、協力・共同できる職員集団づくりに取り組みます。

・新ホームの開設を含め、14・15名の生活支援員の募集を行ってきた。上述のごとく、全員正職員の応募に切替え、求人範囲を拡大する等努力してきたが、この間の福祉業界の極めて厳しい採用環境は如何ともしがたく、難航した。漸くあと4名の域まで到達したが、数名の退職者も出たため、尚5・6名程度の募集に努力中である。

・研修システムの充実については、「研修システム検討会議」を再開し、今年度は主に中堅職員の研修システムづくりを目指し協議を重ねてきた。現在、尚各事業所の中堅職員に期待され必要とされる資質・能力の設定を固めている所であり、次年度においても、それを具体化する方法論を検討して行く予定である。

システムづくりを進めつつ、継続課題となっていた「他施設・事業所での見学・実習」については先んじて具体化をはかるべく、職員への要望アンケートを取り直し進めている。

- ・職場づくりの課題では、職員個々との面談、必要な現場会議への管理部の参加、虐待問題への厳格な対処などを行い、チームワークを大切にす職場環境と職員集団づくりに努めている。一定の成果が認められるが、まだまだ課題は多く継続していきたい。

### 3. 拡大する事業にふさわしい健全な運営と財政見直し、および中長期的な人事構想のもてる組織(機構)作りに取り組みます。

- ・人材の確保・安定＝「働き続けられる給与システムと、次代の人材確保」にむけて、常勤準職員の正規化を図るべく、労組との十数回に渡る協議を経て2015年7月より給与規程の大幅改編を実施した。

これには相当な人件費増を伴うことから、福祉会の健全な経営＝収益増と赤字事業所の改善は必須であり、労使協議でも各事業所の改善案をもちより協議を重ねてきている。

また、正職化のみでは新規採用に効果は少ないため、初任給の魅力を増すべく、基本給と賞与等手当との按分・調整を主とした給与規程の再改定について急ぎ協議中である。

- ・2015年1月に家族会から「理事長への質問及び提案(主に3項目)」があり、合わせて協議の結果、第三作業所の事業変更(4月に就労移行支援事業を廃止)や、第一作業所の管理体制の変更(施設長交替等)を実施した。引き続き各事業所毎の経営改善に関わるモニタリングと真剣な協議の継続、具体化が必要である。
- ・一方、2016年5月に合築施設の開所を控え、また残る第四次計画について、次期構想に継続するとしてもその具体化に大きな資金が必要である。

前述のように、既に将来構想計画の資金見直しに変更が生じており、また、社会福祉法改正による『社会福祉充実計画』の整備も迫られることから、「施設建設」と「人材確保・定着」の双方に配慮しつつ、経営の改善はもちろん、見直しを含めた財政計画をしっかりと作っていかねばならない。

### 4. 高齢化に伴う課題をより明確にしつつ、取り組みを進めます。

- ・将来構想検討委員会の高齢化対策小委員会にて検討を続けている。もみじ福祉会の利用者はまだ本格的な高齢化世代ではないが、既に生活習慣病の深刻な病状を呈した利用者も生じ、早めの対策が望まれる。
- ・小委員会(事務局)では、健康・医療、日中活動のあり方、住まいの場、家族の環境変化、終末期問題等々の各分野について、諸委員会・部の協力を得て問題・課題を整理しつつ、逐次、福祉会事業の充実や今後の展開への提言をめざしている。
- ・健康・医療分野については、健康推進委員会に付託された「高齢化対策における『健康管理及び医療保障』分野の検討について」答申があり、家族会に例会にて報告したほか、全障研機関誌「みんなのねがい」からの依頼に応じて中間報告として投稿した。
- ・健康推進委員会や給食部、あるいは安全対策委員会では、それぞれ健康管理や給食のありかた、あるいは事故対応マニュアルの改訂などを行い、対応力の向上に努めている。
- ・但し、もみじ福祉会事業単独で解決しうる課題ばかりではないため、他事業所・団体と連携し、社会保障・福祉政策そのものの改善・充実を求めて行くことも必要である。

### 5. 「障害のある人が安心して暮らせる社会づくり」にむけて引き続き、他機関と連携しながら運動・実践を大切に取り組みます。

- ・地域福祉推進委員会を中心に、きょうされんや広障連、HDF(広島障害フォーラム)等々の諸団体と

連携し、対県(市)要望書や災害時の障害者救援対策に関する提言などの作成・提出に関わり、交渉に参加してきた。

- ・国の施策についても、加盟団体として、国会に提出された「社会福祉法改正案」に関する声明の発出を始め、精神科病棟のホーム転換問題やいわゆる65才問題などの諸課題に関する研究や見解の発表、行政交渉などの運動を行っている。
- ・引き続き、「障害者の権利条約」や、「新法作成時の骨格提言」、「違憲訴訟和解時の基本合意文書」等を尊重した制度・政策の改善・充実を求めて行く。

## もみじ福祉会 2016年度事業計画

### はじめに

事業展開では、2015年度末に5つ目の合築ホーム「ハッピーホーム」が完成し、いよいよ5月よりスタートする。円滑にスタートでき、軌道にのせられるよう全力をつくす。

また、昨年7月には、人材確保と職員の定着化に資するため、長年の懸案であった常勤準職員全員の正職員化をはかった。人件費の推移に留意しつつ、今後一層の職員の団結と集団的力量のアップを目指す。しかし、人材確保はまだ道半ばであり、引き続き精力的に対策に取り組む。

経営面からは、これらはいずれも大きな資金を要する取り組みとなった。今後の事業展開においては、将来構想第四次5カ年計画の中間見直しをはじめ、一層中長期的な人事構想と経営の健全化に留意しつつ進めていく。

また、家族・仲間(利用者)の高齢化・重度化に伴う支援や事業内容の充実・改善が求められており、これに対応できる職員の力量アップや事業のあり方の検討を進める必要がある。

一方、福祉を巡る情勢として、この3月に社会福祉法の改正が国会決議された。同法には賛同しかねる内容も多いが、法は法としてしっかり対応していきたい。

また、今年度より障害者差別解消法が施行される。法の学習を進め、課題の把握と改善にむけて努力する。

## 【重点課題】

### 1. 将来構想第四期5カ年計画(2013年～2017年)を推進します。

#### \*5カ年計画中間見直し後の課題

#### 1) つばさの廃止と、6つ目のホーム建設にむけて

- ・グループホームつばさを5月に廃止する。それに伴う残り1人の処遇について、引き続き、関係者との調整会議を続け、ヘルパー・ボランティア・家族等の支援による「一人暮らし」の実現にむけて急ぎ詰めていく。
- ・現つばさの土地については、次のグループホーム建設をめざし、資金や人材確保計画等の練り直しを行う。開設時期については次期構想に継続し、2019年開設をめざす。  
この土地については先の理事長時代より地主さんと購入を約束している。これ以上放置できないため、諸課題はあるが急ぎ地主さんと購入の相談に入る。

#### 2) 重度身体障害のある人の日中活動の場(生活介護事業)づくり

- ・今期計画では施設概要(事業、設計、資金、人材等の計画)を再作成し、広島市への土地貸与の要請活動を進めることとする。  
土地の確保状況にも依るが、スケジュール的には次期(中期)将来構想内での実現をめざす。

#### 3) 放課後等サービスの検討を継続する

- ・引き続き、観音地域での「いきいき活動事業」の解消と放課後等サービス事業への発展を検討する。
- ・特別支援学校2校の放課後対策事業を継続しつつ、安佐北・南区地域での放課後等サービス事業への転換(開設)にむけても引き続き検討する。

### 2. グループホーム・福祉ホームの支援の充実をはかります。

#### 1) ハッピーホームの円滑なスタートをはかり、運営を軌道に乗せる

- ・2016年3月末に合築施設「福祉ホーム・グループホーム(ハッピーホーム)、生活支援センター、ヘルパーステーション、緊急避難スペース」の本体工事がほぼ完了、内装・外構の一部が4月にずれ込んだため、落成式を4月27日、開所日を5月6日に設定した。円滑なスタートをはかる。
- ・職員体制については、残念ながら全ホームの必要職員数を確保できず、(他ホームに)一部欠員状態のままのスタートとなった。引き続き人材確保の努力を続けて行く。
- ・今年度は、ハッピーホームの運営・実践を軌道にのせるべく、仲間・ご家族の協力を得つつ福祉会全体で支えていく。

#### 2) 安定した土・日の開所(365日開所)をめざす。

- ・職員体制は不備の状況ながら、既に各ホームとも実質的には365日開所に入っている。  
この安定実施のために最大の課題である職員の確保はもちろん、土日の活動の充実のための支える体制づくりに努力・工夫する。
- ・就業規則第25条(休日)2項について、年間を通じた勤務表が組めるよう適切な見直しを行う。  
尚、そのための職員・労組の理解と意識づくりはかるべく、説明・協議等に努力する。

#### 3. 職員の確保に一層力と工夫を注ぎます。

- ・福祉業界の極めて厳しい採用環境が続いており、昨年度の全員正職員化に続いて給与規程の再改定を行い、初任給等の改訂で給与的にも魅力ある福祉会にする。
- ・求人については昨年度の諸対策に加えて、学校との連携を深める努力や方法の工夫・改善をはかる。

- ・15年度は具体化に至らなかったが、人材派遣・紹介会社の有効な活用についても引き続き検討する。
- ・遅れているホームページのリニューアルを急ぎ、情報発信や宣伝効果を高める。

#### 4. 職員資質の向上と人材育成に取り組みます。

また、働きがいのある職場づくり、協力・共同できる職員集団づくりに取り組みます。

- ・昨年度再開した「研修システム検討会議」の協議を継続し、研修システムの充実をはかる。
- ・研修を重視し、内部・外部両研修の一層の充実と工夫で、職員の資質向上をはかる。  
特に、引き続き権利擁護や虐待防止対策に留意するとともに、障害者差別解消についての研修を強化する。
- ・職員アンケートやそれに基づく個別懇談を継続し、また職場・グループ討議のあり方を工夫してチームワークを大切にす職場環境と職員集団づくりに努める。

#### 5. 拡大する事業にふさわしい健全な運営と財政見直し、および中長期的な人事構想のもてる組織(機構)作りに取り組みます。

- ・「働き続けられる給与システムと、次代の人材確保」にむけて、2015年7月より給与規程の大幅改編を実施した。これに伴う人件費増に留意し、福祉会の健全な経営＝収益増と赤字事業所の改善に引き続き努力する。  
また、人材確保のための初任給の魅力を増すべく、基本給と賞与等手当との按分・調整を主とした給与規程の再改定をめざす。
- ・既に将来構想計画の資金見直しに変更が生じており、また、社会福祉法改正による『社会福祉充実計画』の整備も迫られることから、「将来構想の事業展開＝施設建設」と「人材確保・定着」のバランスに配慮しつつ、経営の改善計画と財政計画をしっかりと作っていく。

#### 6. 高齢化に伴う課題をより明確にしつつ、取り組みを進めます。

- ・将来構想検討委員会の高齢化対策小委員会にて検討を続ける。
- ・引き続き、健康・医療、日中活動のあり方、住まいの場、家族の環境変化、終末期問題等々の各分野について、諸委員会・部及び管理部の協力を得ながら問題・課題を整理し、かつ先進事例に学びながら、逐次福祉会事業の充実や展開への提言を行う。
- ・いわゆる「65才問題」等、福祉会事業を超える課題については、他事業所・団体と連携し社会保障・福祉政策そのものの改善・充実を求めて行く。  
これに係わる介護保険事業への参入課題等については管理運営会議で検討する。

#### 7. 「障害のある人が安心して暮らせる社会づくり」にむけて引き続き、他機関と連携しながら運動・実践を大切に取り組みます。

- ・地域福祉推進委員会を中心に、きょうされんや広障連、HDF(広島障害フォーラム)等々の諸団体と連携し、国・県・市の施策について研究や見解の発表、行政交渉などの運動を行う。
- ・引き続き、「障害者の権利条約」や、「新法作成時の骨格提言」、「違憲訴訟和解時の基本合意文書」等を尊重した制度・政策の改善・充実を求めて行く。

財 産 目 録

平成28年 3月31日 現在

(単位：円)

資 産 ・ 負 債 の 内 訳		金 額
<b>I 資産の部</b>		
1. 流動資産		
預金	もみじ銀行吉島支店 214,028,992 広島銀行吉島支店 70,963 ゆうちょ銀行 3,982,208	218,082,163
現金	現金手許有高・小口現金	283,029
事業未収金	介護等給付費・利用者利用料等	85,337,396
未収補助金	広島市国庫補助・GH重度受入促進補助金	56,439,000
商品・製品	就労グループ せんべい、クッキー等	1,545,303
原材料	就労グループ さをり、パン等	852,468
前払金	消費税	420,900
前払費用	火災保険料	282,470
仮払金	ホーム費用	179,580
	<b>流動資産合計</b>	<b>363,422,309</b>
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
建物		465,681,893
(第一・第二もみじ作業所)	所在地：広島市中区吉島西2-1-24 1098.89㎡ 家屋番号：705番73 種類：鉄筋コンクリート造 3階建	
(第三もみじ作業所)	所在地：広島市西区観音新町3-9-3 532.66㎡ 家屋番号：2760番113 種類：鉄骨造陸屋根 3階建	
(夢トピア)	所在地：広島市西区観音新町3-9-9 1512.94㎡ 家屋番号：2760番110 種類：鉄筋コンクリート造 4階建	
(ドリームハウス)	所在地：広島市西区観音新町3-9-1 1176.28㎡ 家屋番号：2760番114 種類：鉄骨造スレートぶき 2階建	
定期預金	もみじ銀行吉島支店	1,000,000
	<b>基本財産合計</b>	<b>466,681,893</b>
(2) その他の固定資産		
建物	倉庫等	272,016,321
(建設特別：ハッピーホーム)	所在地：広島市中区吉島西2-3-20 941.21㎡ 家屋番号：705番76 種類：鉄筋コンクリート造 3階建	
構築物	緑化設備、舗装工事等	7,051,086
機械及び装置	アルミ缶潰し機、車載無線機等	955,133
車輛運搬具	広島200さ1250シビリアン 広島400な3544トヨエース 広島800す4854ハイエース 広島301て5124キャラバン 広島800す5677シビリアン 広島800す7384キャラバン 広島800す2022キャラバン 広島480き1785スクラム 広島480こ5198スクラム 広島480け8301スクラム 広島480け8300スクラム 広島301と355プレマシー 広島88あ325サンバー 広島800す7477セレナ 広島581す8661Nワゴン	12,372,372
器具及び備品	西区ひ33350デュオ 西区ひ33351デュオ 電動自転車 厨房器具、就労生産設備	5,146,576
権利	電話加入権	372,008
ソフトウェア	会計ソフト等	47,252
水道施設負担金	第三もみじ作業所・ハッピーホーム	2,405,230
預託金	車両リサイクル券	200,460
差入保証金	賃貸事務所保証金等	330,680
退職給付引当資産	広島県互助会退職手当資金交付事業	17,960,700
運営資金積立資産	大和初外銀行定期預金・もみじ銀行吉島支店普通預金	65,000,000
修繕積立資産	大和初外銀行定期預金・もみじ銀行吉島支店普通預金	50,000,000
建設積立資産	大和初外銀行定期預金・もみじ銀行吉島支店普通預金	182,000,000
改装等積立資産	もみじ銀行吉島支店定期預金	240,000
工賃変動積立資産	もみじ銀行吉島支店定期預金・普通預金	1,972,063
設備等整備積立資産	もみじ銀行吉島支店定期預金	1,434,800
長期前払費用	火災保険	1,655,710
	<b>その他の固定資産合計</b>	<b>621,160,391</b>
	<b>固定資産合計</b>	<b>1,087,842,284</b>
	<b>資産合計</b>	<b>1,451,264,593</b>
<b>II 負債の部</b>		
1. 流動負債		
事業未払金	建設費支払・工賃等	221,209,120
1年以内返済予定設備資金借入金	福祉医療機構	4,250,000
職員預り金	3月給与分	350,621
前受金	次期就労売上分	23,053
仮受金	現金出納分	14,500
	<b>流動負債合計</b>	<b>225,847,294</b>
2. 固定負債		
設備資金借入金	福祉医療機構 平成15年8500万の内	29,750,000
退職給付引当金	広島県互助会退職手当資金交付事業	17,960,700
	<b>固定負債合計</b>	<b>47,710,700</b>
	<b>負債合計</b>	<b>273,557,994</b>
	<b>差引純資産</b>	<b>1,177,706,599</b>

### 資金収支計算書

(自) 平成27年 4月 1日 (至) 平成28年 3月31日

第1号の1様式

(単位:円)

勘定科目		予算	決算	差異	
事業活動による収支	収入	就労支援事業収入	40,481,000	35,182,504	-5,298,496
		障害福祉サービス等事業収入	538,563,413	532,197,069	-6,366,344
		借入金利息補助金収入	200,000	165,036	-34,964
		経常経費寄附金収入	1,250,000	923,284	-326,716
		受取利息配当金収入	89,600	70,918	-18,682
		その他の収入	9,130,000	6,790,270	-2,339,730
		事業活動収入計(1)	589,714,013	575,329,081	-14,384,932
	支出	人件費支出	394,145,852	385,835,132	8,310,720
		事業費支出	29,778,681	25,852,888	3,925,793
		事務費支出	52,293,408	45,727,915	6,565,493
		就労支援事業支出	40,481,000	36,771,928	3,709,072
		支払利息支出	660,000	573,750	86,250
		その他の支出	6,645,000	5,384,022	1,260,978
事業活動支出計(2)	524,003,941	500,145,635	23,858,306		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		65,710,072	75,183,446	9,473,374	
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入	56,630,000	56,630,000	
		施設整備等寄附金収入	52,040,000	50,440,000	-1,600,000
		施設整備等収入計(4)	108,670,000	107,070,000	-1,600,000
	支出	設備資金借入金元金償還支出	4,250,000	4,250,000	
		固定資産取得支出	281,796,592	281,611,646	184,946
施設整備等支出計(5)	286,046,592	285,861,646	184,946		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		-177,376,592	-178,791,646	-1,415,054	
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	170,568,330	170,352,280	-216,050
		その他の活動による収入計(7)	170,568,330	170,352,280	-216,050
	支出	積立資産支出	198,959,589	198,625,379	334,210
		その他の活動支出計(8)	198,959,589	198,625,379	334,210
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-28,391,259	-28,273,099	118,160
予備費支出(10)		4,840,000		4,840,000	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		-144,734,650	-131,881,299	12,853,351	
前期末支払資金残高(12)		269,258,602	271,308,543	2,049,941	
当期末支払資金残高(11)+(12)		124,523,952	139,427,244	14,903,292	

(注) 予備市支出163,129円は、第三もみじ作業所工賃変動積立資産積立額に充当使用した額である。

## 事業活動計算書

(自) 平成27年 4月 1日 (至) 平成28年 3月31日

第2号の1様式  
(単位: 円)

勘定科目		当年度決算	前年度決算	増減	
サービス活動増減の部	取	就労支援事業収益	35,182,504	34,681,857	500,647
	益	障害福祉サービス等事業収益	532,197,069	501,316,839	30,880,230
		経常経費寄附金収益	923,284	1,282,298	-359,014
		サービス活動収益計(1)	568,302,857	537,280,994	31,021,863
	費	人件費	385,835,132	376,137,450	9,697,682
		事業費	25,852,888	24,912,801	940,087
		事務費	45,727,915	43,920,514	1,807,401
		就労支援事業費用	36,789,900	37,237,591	-447,691
		減価償却費	39,037,565	40,903,340	-1,865,775
		国庫補助金等特別積立金取崩額	-19,962,818	-21,419,895	1,457,077
	サービス活動費用計(2)	513,280,582	501,691,801	11,588,781	
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	55,022,275	35,589,193	19,433,082	
サービス活動外増減の部	取	借入金利息補助金収益	165,036	183,374	-18,338
	益	受取利息配当金収益	70,918	51,877	19,041
		その他のサービス活動外収益	7,683,470	8,593,708	-910,238
		サービス活動外収益計(4)	7,919,424	8,828,959	-909,535
	費	支払利息	573,750	637,500	-63,750
		その他のサービス活動外費用	7,746,822	7,878,013	-131,191
		サービス活動外費用計(5)	8,320,572	8,515,513	-194,941
		サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	-401,148	313,446	-714,594
		経常増減差額(7)=(3)+(6)	54,621,127	35,902,639	18,718,488
	特別増減の部	取	施設整備等補助金収益	56,630,000	3,287,000
益		施設整備等寄附金収益	50,440,000	241,600	50,198,400
		その他の特別収益		10,000	-10,000
		特別収益計(8)	107,070,000	3,538,600	103,531,400
費		固定資産売却損・処分損		5	-5
		国庫補助金等特別積立金積立額	56,630,000	3,287,000	53,343,000
		その他の特別損失		8,413,302	-8,413,302
	特別費用計(9)	56,630,000	11,700,307	44,929,693	
	特別増減差額(10)=(8)-(9)	50,440,000	-8,161,707	58,601,707	
	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	105,061,127	27,740,932	77,320,195	
繰越活動増減差額の部		前期繰越活動増減差額(12)	351,590,401	483,164,701	-131,574,300
		当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	456,651,528	510,905,633	-54,254,105
		基本金取崩額(14)		1,000,000	-1,000,000
		その他の積立金取崩額(15)	169,176,610	942,620	168,233,990
		その他の積立金積立額(16)	195,163,129	161,257,852	33,905,277
		次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	430,665,009	351,590,401	79,074,608

### 貸借対照表

平成28年 3月31日現在

第3号の1様式

(単位:円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
<b>流動資産</b>	<b>363,422,309</b>	<b>276,811,813</b>	<b>86,610,496</b>	<b>流動負債</b>	<b>225,847,294</b>	<b>7,486,567</b>	<b>218,360,727</b>
預金	218,082,163	194,816,936	23,265,227	事業未払金	221,209,120	2,561,301	218,647,819
現金	283,029	254,340	28,689	1年以内返済予定設備資金借入金	4,250,000	4,250,000	
事業未収金	85,337,396	79,191,364	6,146,032	職員預り金	350,621	615,693	-265,072
未収補助金	56,439,000		56,439,000	前受金	23,053	5,233	17,820
商品・製品	1,545,303	1,446,949	98,354	仮受金	14,500	54,340	-39,840
原材料	852,468	819,754	32,714	<b>固定負債</b>	<b>47,710,700</b>	<b>50,491,100</b>	<b>-2,780,400</b>
前払金	420,900		420,900	設備資金借入金	29,750,000	34,000,000	-4,250,000
前払費用	282,470	282,470		退職給付引当金	17,960,700	16,491,100	1,469,600
仮払金	179,580		179,580	<b>負債の部合計</b>	<b>273,557,994</b>	<b>57,977,667</b>	<b>215,580,327</b>
<b>固定資産</b>	<b>1,087,842,284</b>	<b>817,144,144</b>	<b>270,698,140</b>	<b>純 資 産 の 部</b>			
<b>基本財産</b>	<b>466,681,893</b>	<b>490,508,143</b>	<b>-23,826,250</b>	<b>基本金</b>	<b>180,338,081</b>	<b>180,338,081</b>	
建物	465,681,893	489,508,143	-23,826,250	基本金	180,338,081	180,338,081	
定期預金	1,000,000	1,000,000		国庫補助金等特別積立金	266,056,646	229,389,464	36,667,182
<b>その他の固定資産</b>	<b>621,160,391</b>	<b>326,636,001</b>	<b>294,524,390</b>	国庫補助金等特別積立金	266,056,646	229,389,464	36,667,182
建物	272,016,321	293,175	271,723,146	<b>その他の積立金</b>	<b>300,646,863</b>	<b>274,660,344</b>	<b>25,986,519</b>
構築物	7,051,086	1,947,059	5,104,027	運営資金積立金	65,000,000	50,000,000	15,000,000
機械及び装置	955,133	1,199,481	-244,348	工賃変動積立金	1,972,063	1,985,544	-13,481
車輛運搬具	12,372,372	16,390,584	-4,018,212	設備等整備積立金	1,434,800	2,434,800	-1,000,000
器具及び備品	5,146,576	12,655,878	-7,509,302	建設積立金	182,000,000	180,000,000	2,000,000
権利	372,008	372,008		修繕積立金	50,000,000	40,000,000	10,000,000
ソフトウェア	47,252	110,252	-63,000	改装等積立金	240,000	240,000	
水道施設負担金	2,405,230	1,146,250	1,258,980	<b>次期繰越活動増減差額</b>	<b>430,665,009</b>	<b>351,590,401</b>	<b>79,074,608</b>
預託金	200,460	191,780	8,680	次期繰越活動増減差額	430,665,009	351,590,401	79,074,608
差入保証金	330,680	330,680		(うち当期活動増減差額)	105,061,127	27,740,932	77,320,195
退職給付引当資産	17,960,700	16,491,100	1,469,600				
運営資金積立資産	65,000,000	50,000,000	15,000,000				
修繕積立資産	50,000,000	40,000,000	10,000,000				
建設積立資産	182,000,000	180,000,000	2,000,000				
改装等積立資産	240,000	240,000					
工賃変動積立資産	1,972,063	1,985,544	-13,481				
設備等整備積立資産	1,434,800	2,434,800	-1,000,000				
長期前払費用	1,655,710	847,410	808,300				
<b>資産の部合計</b>	<b>1,451,264,593</b>	<b>1,093,955,957</b>	<b>357,308,636</b>	<b>純資産の部合計</b>	<b>1,177,706,599</b>	<b>1,035,978,290</b>	<b>141,728,309</b>
				<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>1,451,264,593</b>	<b>1,093,955,957</b>	<b>357,308,636</b>

# 財務諸表に対する注記

## 法人全体

### 1. 継続事業の前提に関する注記

該当無し

### 2. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券は総平均法に基づく原価法により評価する。

満期保有目的の債権以外の有価証券のうち、市場価格のあるものについては、会計年度末における時価評価

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得をしたものについては、旧定額法。

平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法による。

②無形固定資産 定額法（残存価格零）

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係わるリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係わるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法

#### (3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

職員への退職金支給に備える為、財団法人広島県民間福祉事業従業者互助会退職手当資金交付事業に拠出した掛金累計額相当額を退職給付引当金に計上する。

#### (4) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・原材料 最終仕入れ原価法による原価法

商品・仕掛品 売価還元法による原価法

#### (5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込み方式による。

### 3. 重要な会計方針の変更

該当無し

### 4. 法人で採用する退職給付制度

①社会福祉施設職員等退職手当共済制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入

②民間退職共済制度

広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入

### 5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)

(2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

(4) 収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

※収益事業未実施

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

①第一・第二もみじ作業所拠点区分(社会福祉事業)

ア 第一もみじ作業所

イ 第二もみじ作業所

②第三もみじ作業所拠点区分(社会福祉事業)

ア 第三もみじ作業所

③本部拠点区分(社会福祉事業)

ア 本部

イ もみじの家

ウ (建設特別・ハッピーホーム)

④夢トピア拠点区分(社会福祉事業)

ア グループホーム夢

イ 福祉ホーム夢トピア

ウ 短期入所夢トピア

エ もみじヘルパーステーション夢トピア

⑤ドリームハウス拠点区分(社会福祉事業)

ア グループホームドリームハウス

イ 短期入所ドリームハウス

⑥たんぼぼ拠点区分(社会福祉事業)

ア グループホームたんぼぼ

⑦障害者生活支援センターめーぷる拠点区分(社会福祉事業)

ア 広島市障害者相談支援事業

イ 特定相談支援事業

ウ 障害児相談支援事業

⑧放課後対策事業拠点区分(公益事業)

ア 放課後対策事業

⑨自立訓練事業拠点区分(公益事業)

ア 知的障害者生活自立訓練事業

⑩養成講座拠点区分(公益事業)

ア 訪問介護員養成研修事業

## 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	489,508,143	0	23,826,250	465,681,893
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合 計	490,508,143	0	23,826,250	466,681,893

7. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

第3章第4（4） 特別増減の部 該当無し  
 第3章第4（6） 繰越活動増減差額の部 該当無し

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物(基本財産) 夢トピア 129,616,124円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む) 34,000,000円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物(基本財産)	782,450,203	316,768,310	465,681,893
建物	274,408,848	2,392,527	272,016,321
構築物	13,374,702	6,323,616	7,051,086
機械・装置	10,866,295	9,911,162	955,133
車輛運搬具	47,295,517	34,923,145	12,372,372
器具備品	84,197,476	79,050,900	5,146,576
ソフトウェア	992,250	944,998	47,252
水道施設負担金	2,946,600	541,370	2,405,230
合 計	1,216,531,891	450,856,028	765,675,863

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
事業未収金	85,337,396	0	85,337,396
合 計	85,337,396	0	85,337,396

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。  
 該当なし

## 1 2. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。  
該当なし

## 1 3. 重要な偶発債務

該当なし

## 1 4. 重要な後発事象

該当なし

1 5. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

### 資金収支内訳表

(自) 平成27年 4月 1日 (至) 平成28年 3月31日

第1号の2様式

(単位:円)

勘定科目		社会福祉事業	公益事業	合計	内部取引消去	法人合計	
事業活動による収支	収	就労支援事業収入	35,182,504	35,182,504		35,182,504	
		障害福祉サービス等事業収入	508,448,714	23,748,355	532,197,069	532,197,069	
		借入金利息補助金収入	165,036		165,036	165,036	
		経常経費寄附金収入	923,284		923,284	923,284	
		受取利息配当金収入	70,918		70,918	70,918	
		その他の収入	7,750,270		7,750,270	6,790,270	
		事業活動収入計(1)	552,540,726	23,748,355	576,289,081	-960,000	575,329,081
	支	人件費支出	368,903,611	16,931,521	385,835,132		385,835,132
		事業費支出	24,802,864	1,050,024	25,852,888		25,852,888
		事務費支出	40,497,431	6,190,484	46,687,915	-960,000	45,727,915
		就労支援事業支出	36,771,928		36,771,928		36,771,928
	出	支払利息支出	573,750		573,750		573,750
	その他の支出	5,384,022		5,384,022		5,384,022	
	事業活動支出計(2)	476,933,606	24,172,029	501,105,635	-960,000	500,145,635	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	75,607,120	-423,674	75,183,446		75,183,446	
施設整備等による収支	収	施設整備等補助金収入	56,630,000	56,630,000		56,630,000	
		施設整備等寄附金収入	50,440,000		50,440,000	50,440,000	
		施設整備等収入計(4)	107,070,000		107,070,000	107,070,000	
	支	設備資金借入金元金償還支出	4,250,000		4,250,000	4,250,000	
		固定資産取得支出	281,611,646		281,611,646	281,611,646	
		施設整備等支出計(5)	285,861,646		285,861,646	285,861,646	
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-178,791,646		-178,791,646		-178,791,646	
その他の活動による収支	収	積立資産取崩収入	170,352,280	170,352,280		170,352,280	
		その他の活動による収入計(7)	170,352,280		170,352,280	170,352,280	
	支	積立資産支出	198,625,379		198,625,379	198,625,379	
		その他の活動支出計(8)	198,625,379		198,625,379	198,625,379	
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-28,273,099		-28,273,099		-28,273,099
	当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)	-131,457,625	-423,674	-131,881,299		-131,881,299	
	前期末支払資金残高(11)	268,731,533	2,577,010	271,308,543		271,308,543	
	当期末支払資金残高(10)+(11)	137,273,908	2,153,336	139,427,244		139,427,244	

法人名 社会福祉法人もみじ福祉会

事業・拠点 [0001:全事業]

### 事業活動内訳表

(自) 平成27年 4月 1日 (至) 平成28年 3月31日

第2号の2様式

(単位: 円)

勘定科目		社会福祉事業	公益事業	合計	内部取引消去	法人合計	
サービス活動増減の部	取	就労支援事業収益	35,182,504		35,182,504		35,182,504
	益	障害福祉サービス等事業収益	508,448,714	23,748,355	532,197,069		532,197,069
		経常経費寄附金収益	923,284		923,284		923,284
		サービス活動収益計(1)	544,554,502	23,748,355	568,302,857		568,302,857
	費	人件費	368,903,611	16,931,521	385,835,132		385,835,132
		事業費	24,802,864	1,050,024	25,852,888		25,852,888
		事務費	40,497,431	6,190,484	46,687,915	-960,000	45,727,915
		就労支援事業費用	36,789,900		36,789,900		36,789,900
		減価償却費	39,037,565		39,037,565		39,037,565
		国庫補助金等特別積立金取崩額	-19,962,818		-19,962,818		-19,962,818
	サービス活動費用計(2)	490,068,553	24,172,029	514,240,582	-960,000	513,280,582	
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	54,485,949	-423,674	54,062,275	960,000	55,022,275	
サービス活動外増減の部	取	借入金利息補助金収益	165,036		165,036		165,036
	益	受取利息配当金収益	70,918		70,918		70,918
		その他のサービス活動外収益	8,643,470		8,643,470	-960,000	7,683,470
		サービス活動外収益計(4)	8,879,424		8,879,424	-960,000	7,919,424
	費	支払利息	573,750		573,750		573,750
		その他のサービス活動外費用	7,746,822		7,746,822		7,746,822
		サービス活動外費用計(5)	8,320,572		8,320,572		8,320,572
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	558,852		558,852	-960,000	-401,148	
	経常増減差額(7)=(3)+(6)	55,044,801	-423,674	54,621,127		54,621,127	
特別増減の部	取	施設整備等補助金収益	56,630,000		56,630,000		56,630,000
	益	施設整備等寄附金収益	50,440,000		50,440,000		50,440,000
		特別収益計(8)	107,070,000		107,070,000		107,070,000
	費用	国庫補助金等特別積立金積立額	56,630,000		56,630,000		56,630,000
		特別費用計(9)	56,630,000		56,630,000		56,630,000
	特別増減差額(10)=(8)-(9)	50,440,000		50,440,000		50,440,000	
繰越活動増減差額の部		当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	105,484,801	-423,674	105,061,127		105,061,127
		前期繰越活動増減差額(12)	349,013,391	2,577,010	351,590,401		351,590,401
		当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	454,498,192	2,153,336	456,651,528		456,651,528
		基本金取崩額(14)					
		その他の積立金取崩額(15)	169,176,610		169,176,610		169,176,610
		その他の積立金積立額(16)	195,163,129		195,163,129		195,163,129
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	428,511,673	2,153,336	430,665,009		430,665,009	

## 貸借対照表内訳表

平成28年 3月31日現在

第3号の2様式

(単位:円)

勘定科目	社会福祉事業	公益事業	合計	内部取引消去	法人合計
流動資産	356,979,700	6,442,609	363,422,309		363,422,309
預金	211,677,379	6,404,784	218,082,163		218,082,163
現金	245,204	37,825	283,029		283,029
事業未収金	85,337,396		85,337,396		85,337,396
未収補助金	56,439,000		56,439,000		56,439,000
商品・製品	1,545,303		1,545,303		1,545,303
原材料	852,468		852,468		852,468
前払金	420,900		420,900		420,900
前払費用	282,470		282,470		282,470
仮払金	179,580		179,580		179,580
固定資産	1,087,842,284		1,087,842,284		1,087,842,284
基本財産	466,681,893		466,681,893		466,681,893
建物	465,681,893		465,681,893		465,681,893
定期預金	1,000,000		1,000,000		1,000,000
その他の固定資産	621,160,391		621,160,391		621,160,391
建物	272,016,321		272,016,321		272,016,321
構築物	7,051,086		7,051,086		7,051,086
機械及び装置	955,133		955,133		955,133
車輛運搬具	12,372,372		12,372,372		12,372,372
器具及び備品	5,146,576		5,146,576		5,146,576
権利	372,008		372,008		372,008
ソフトウェア	47,252		47,252		47,252
水道施設負担金	2,405,230		2,405,230		2,405,230
預託金	200,460		200,460		200,460
差入保証金	330,680		330,680		330,680
退職給付引当資産	17,960,700		17,960,700		17,960,700
運営資金積立資産	65,000,000		65,000,000		65,000,000
修繕積立資産	50,000,000		50,000,000		50,000,000
建設積立資産	182,000,000		182,000,000		182,000,000
改装等積立資産	240,000		240,000		240,000
工賃変動積立資産	1,972,063		1,972,063		1,972,063
設備等整備積立資産	1,434,800		1,434,800		1,434,800
長期前払費用	1,655,710		1,655,710		1,655,710
資産の部合計	1,444,821,984	6,442,609	1,451,264,593		1,451,264,593
流動負債	221,558,021	4,289,273	225,847,294		225,847,294
事業未払金	216,919,847	4,289,273	221,209,120		221,209,120
1年以内返済予定設備資金借入金	4,250,000		4,250,000		4,250,000
職員預り金	350,621		350,621		350,621
前受金	23,053		23,053		23,053
仮受金	14,500		14,500		14,500
固定負債	47,710,700		47,710,700		47,710,700
設備資金借入金	29,750,000		29,750,000		29,750,000
退職給付引当金	17,960,700		17,960,700		17,960,700
負債の部合計	269,268,721	4,289,273	273,557,994		273,557,994
基本金	180,338,081		180,338,081		180,338,081
基本金	180,338,081		180,338,081		180,338,081
国庫補助金等特別積立金	266,056,646		266,056,646		266,056,646
国庫補助金等特別積立金	266,056,646		266,056,646		266,056,646
その他の積立金	300,646,863		300,646,863		300,646,863
運営資金積立金	65,000,000		65,000,000		65,000,000
工賃変動積立金	1,972,063		1,972,063		1,972,063
設備等整備積立金	1,434,800		1,434,800		1,434,800
建設積立金	182,000,000		182,000,000		182,000,000
修繕積立金	50,000,000		50,000,000		50,000,000
改装等積立金	240,000		240,000		240,000
次期繰越活動増減差額	428,511,673	2,153,336	430,665,009		430,665,009
次期繰越活動増減差額	428,511,673	2,153,336	430,665,009		430,665,009
(うち当期活動増減差額)	105,484,801	-423,674	105,061,127		105,061,127
純資産の部合計	1,175,553,263	2,153,336	1,177,706,599		1,177,706,599
負債及び純資産の部合計	1,444,821,984	6,442,609	1,451,264,593		1,451,264,593

## 社会福祉法人「もみじ福祉会」定款

### 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

- (ア) 障害福祉サービス事業の経営
- (イ) 福祉ホームの経営
- (ウ) 特定相談支援事業の経営
- (エ) 一般相談支援事業の経営
- (オ) 障害児相談支援事業の経営
- (カ) 移動支援事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人もみじ福祉会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を広島県広島市中区吉島西二丁目1番24号に置く。

### 第2章 役員及び職員

(役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理 事 9名
  - (2) 監 事 2名
- 2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。
  - 3 理事長は、この法人を代表する。
  - 4 役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(常務理事)

第6条 理事のうち1人は常務理事とする。

- 2 常務理事は、理事会の意見を聞いたのち、理事長が委嘱する。
- 3 常務理事は、理事長の命を受けて、この法人の常務を処理する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

第8条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、評議員会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第9条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第10条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

8 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第11条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、常務理事が、常務理事に事故あるときは理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第12条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、評議員会、理事会及び広島市長に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、評議員会及び理事会に出席して意見を述べるものとする。

(職 員)

第13条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長(以下「施設長」という。)は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

### 第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第14条 評議員会は、22名の評議員をもって組織する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

4 評議員会に議長を置く。

5 議長は、その都度評議員の互選で定める。

6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。

9 議長および評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第15条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散(合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。)
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同前)

第16条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第17条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員任期)

第18条 評議員任期は2年とする。ただし、補欠の評議員任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

### 第4章 資産及び会計

(資産の区分)

第19条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産、公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

(1) 建物

広島県広島市中区吉島西二丁目705番地73所在の鉄筋コンクリート造陸屋根二階建第一もみじ作業所、第二もみじ作業所

1棟1098.89平方メートル(1階641.09平方メートル、2階457.80平方メートル)

広島県広島市西区観音新町三丁目2760番地110所在の鉄筋コンクリート造陸屋根四階建夢トピア

1棟1474.11平方メートル(1階490.21平方メートル、2階505.49平方メートル、3階427.72平方メートル、4階50.69平方メートル)

広島県広島市西区観音新町三丁目2760番地114所在の鉄骨造スレートぶき二階建ドリームハウス

1棟594.58平方メートル(1階294.98平方メートル、2階299.60平方メートル)

広島県広島市西区観音新町三丁目2760番地113所在の鉄骨造陸屋根三階建第三もみじ作業所

1棟532.67平方メートル(1階176.63平方メートル、2階179.24平方メートル、3階176.80平方メートル)

(2) 預金100万円

3 運用財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第28条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第20条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、広島市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、広島市長の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第21条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第22条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第23条 この法人の予算は毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第24条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第25条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第26条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第27条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第5章 公益を目的とする事業

(種別)

第28条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 訪問介護員養成研修の事業

(2) 知的障害者生活自立訓練の事業

(3) 特別支援学校放課後対策の事業及び障害児いきいき活動の事業(特別支援学校)

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第29条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

## 第6章 解散及び合併

(解散)

第30条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第31条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第32条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、広島市長の認可を受けなければならない。

## 第7章 定款の変更

(定款の変更)

第33条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、広島市長の認可(社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を広島市長に届け出なければならない。

## 第8章 公告の方法その他

(公告の方法)

第34条 この法人の公告は、社会福祉法人もみじ福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第35条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	浜崎勝	
理事	田村和	之
理事	中沢道	成
理事	瀧口富	美子
理事	井上亮	
理事	草羽英	俊
理事	松尾俊	英
理事	坂ち	や子
理事	見吉道	徳
理事	齋木貞	俊
理事	吉田桂	子
理事	井上一	成
理事	久保正	道
監事	佐野幸	夫
監事	白石禎	三郎